



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会社名 株式会社三越伊勢丹ホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長執行役員  
 大西 洋  
 (コード：3099 東証第1部 福証)  
 問合せ先 業務本部総務部コーポレートコミュニケーション担当長  
 滝口 一雄  
 TEL03-6205-6003

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 22 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 32 条および第 44 条の一部変更を行うものであります。なお、定款第 32 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分です)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役</u>との間の責任限定契約)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>取締役</u>との間の責任限定契約)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役</u>との間の責任限定契約)</p> <p>第 44 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>監査役</u>との間の責任限定契約)</p> <p>第 44 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 22 日 (月)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 22 日 (月)

以上